

## 主張

### 現行健康保険法改正に向けて国民の声を

昨年9月24日東京にて第6回健康保険法改正研究会シンポジウムが開催された。2012年に開催以来6回目となり今回、健康保険法改正第一次試案（以降、試案）が発表された。それに先立ち日弁連は、2014年8月22日付けで「健康保険法等に基づく指導・監査制度の改善に関する意見書」を取りまとめ、国、厚労省、自治体宛に提出した。これに対し国側は「運用、指導大綱、法律制度の3点で見直しを行う」と答弁し、改定の動きも見られる。しかし、これまでの改定は行政主導で行われ、国民・保険医は蚊帳の外であった。今も多く保険医を悩ませる、指導・監査は、明治憲法下に作られた現、健康保険法にある。今の指導・監査の実情は法律による省令への委任がなく、法的拘束力の無い局長や課長通知（指導大綱、監査要綱）により詳細を定め法規制のない通知で自らの裁量権を制限せず、長年に渡り保険医を苦しめてきた。ひいては国民の受療権をも大きく侵害してきた事は論を俟たない。この試案は、今後改正が行われると思われる健康保険法に対して、本来の法の下にあるべき姿に改正すべく、その内容を示したものである。

その内容は、①行政内部の通知ではなく、法体系を法律並びにその委任を受けた省令または告示とする。②処分並びに指導・監査における、行政の裁量権の制限（比例原則の導入、指導・監査の適正化）。通知である指導大綱は法律から療養担当規則による指導告示に、同通知である監査要綱は、法律から監査規則（省令）に法レベルをアップする。処分における行政の裁量権を制限する（比例原則の導入）。不正不当な行為の態様、利得の有無とその金額、頻度、動機その他に取りうる措置はないか等を勘案しその内容に比して妥当な措置をとる。③指導・監査の峻別、指導告示案と監査規則案と言う個別の方針に則して両制度を明確に分離する。指導は地方厚生局長が行い、教育的指導に徹し、行政手続法に準じ指導の任意性を確保すると共に「関係書類を閲覧する」と言う指導方法は削除する。指導後の措置から、要監査は削除する。監査は厚労大臣が行い、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。監査開始要件を「取消処分事由に該当すると疑うに足る理由があるとき」に限定する。取消処分については諮問機関を地方社会保険医療協議会（地医協）から中央社会保険医療協議会（中医協）に移管する。④手続き上の権利の保障として、録音・録画の権利の明文化、選定理由の通知を受ける権利として、具体的選定理由の明示、弁護士選任権の明文化と共に、弁護士を含む立会者の意見陳述権の規定を明記する。⑤必要性、正当性を裏づける根拠が不明な集団的個別指導の廃止。⑥法的根拠がない中断の適正化。⑦どの様に配慮しても、保険医療機関の信用の毀損を生じる、患者調査は、患者からの受療調査が必要である場合に限って行う事ができる様に適正手続きの規定を監査規則で明確化する。⑧適時調査についても提言があり、その実施通知に、指導・監査では明示されている根拠法が記載されていない。適時調査は個別指導や監査と異なり、健康保険法上の法的根拠がなく、かろうじて、厚労省保険局医療課長通知（局長ではない）があるだけである。この通知に基づき、「医療指導監査業務等実施要領（適時調査編）」により行われている。つまり法的拘束力は無いという事であり試案にあるように、法体系により整備されるべきである。

この様に保険診療の取扱は通知等により取扱われており、試案の様に法治国家にふさわしい健康保険法に改正されるように全保険医が力を合わせる事が求められる。